



望まない受動喫煙をなくすため、飲食店は 原則屋内禁煙です!!

喫煙は、専用の各種喫煙室でのみ可能で、違反者は罰則(最大50万円以下の過料)の対象となることがあります。

飲食店の
皆さんが
すべきこと

- ①店内、厨房、従業員室など **屋内に灰皿等を設置しない、喫煙させない。**
- ②屋内で喫煙させる場合は、用途に応じ、**煙の流出防止基準を満たす喫煙室を設置**し、喫煙室の種類に応じた **標識を店舗入口と喫煙室入口に掲示** する。
- ③喫煙可能エリアに **20歳未満の者(客・従業員ともに)を立ち入らせない。**
- ④屋外(敷地内)に灰皿等を設置する際は、出入者や通行人に受動喫煙を生じさせないように **設置場所や設置方法を配慮** する。
- ⑤経過措置を受け、店内の全部または一部を喫煙可能とする場合は、**市へ届出** を行い、**標識を掲示** する。

喫煙室には、標識の掲示が義務付けられています

喫煙専用室

- 喫煙可能
- ×飲食等の提供不可

喫煙専用室内では、喫煙をすることはできますが、飲食をはじめとするサービス等を提供することはできません。



喫煙専用室あり
Designated smoking room available

店舗の入口に



喫煙専用室
Designated smoking room

喫煙室の入口に

加熱式たばこ専用喫煙室

- △加熱式たばこ限定
- 飲食等の提供可能

加熱式たばこ専用喫煙室内では、経過措置として、喫煙が加熱式たばこに限定されますが、飲食をはじめとするサービス等を提供することを可能としています。



加熱式たばこ専用喫煙室あり
Designated heated tobacco smoking room available

店舗の入口に



加熱式たばこ専用喫煙室
Designated heated tobacco smoking room

喫煙室の入口に

喫煙目的室(喫煙目的施設に限定)

- 喫煙可能
- △飲食等の提供可能(主食を除く)

シガーバーやたばこ販売店など喫煙をサービスの目的とする施設(喫煙目的施設)のみ。喫煙目的室では喫煙に加え、飲食(主食を除く)をはじめとするサービス等を提供することを可能としています。



喫煙目的室あり
Smoking room available

店舗の入口に



喫煙目的室
Smoking room

喫煙室の入口に

たばこの煙の
流出防止基準

- ①出入口において室外から室内に流入する空気の気流が0.2メートル毎秒以上であること
- ②たばこの煙(蒸気を含む。以下同じ。)が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること
- ③たばこの煙が屋外又は外部に排気されていること

●経過措置として喫煙可能室を設置する場合

既存の経営規模の小さな飲食店(既存特定飲食提供施設)に限り経過措置として、喫煙可能な場所であることを掲示することにより店内で喫煙が可能です。

店内の全部又は一部を喫煙可能とする場合、北九州市への届出が必要です。

【既存特定飲食提供施設の要件】

- ①令和2年4月1日時点で営業していた飲食店
- ②資本金または出資の総額が5,000万円以下
- ③客席面積が100㎡以下

北九州 たばこ 届出

検索

完全禁煙
にして

「きたきゅう健康づくり応援店」に 登録しましょう

本市ではヘルシーメニュー提供や減塩に関する取り組み、たばこの煙のない店など市民の健康づくりを応援するお店を「きたきゅう健康づくり応援店」としてPRしています。屋内と敷地内を禁煙にして「きたきゅう健康づくり応援店」に登録しませんか？



このステッカーが
「きたきゅう健康づくり応援店
～たばこの煙のない店～」
の目印です！

●登録申込みは北九州市ホームページから

きたきゅう健康づくり応援店

検索



認定店ステッカー

飲食店(事業者)のみなさまへの財政・税制支援等について

受動喫煙防止対策助成金

本助成金は、中小企業事業主が受動喫煙対策を実施するために必要な経費のうち、一定の基準を満たす喫煙室等の設置などの施工費、備品費、設備費、機械装置費などの経費に関して助成を行う制度です。

特別償却または税額控除制度

令和3年3月31日までに、認定経営革新等支援機関等(商工会議所等)による、経営改善に関する指導に基づいて、一定の要件を満たした経営改善設備の取得を行った場合に、取得価額の特別償却(30%)または税額控除(7%)の適用を認めます。

詳しくは、こちらをご覧ください。

●厚生労働省ホームページ

財政・税制支援

検索



受動喫煙防止対策に係る相談支援、 受動喫煙防止対策に関する測定機器貸出

詳しくは、こちらをご覧ください。

●厚生労働省ホームページ

職場における受動喫煙防止対策

検索



<受動喫煙防止対策に関するお問い合わせ>

■北九州市保健福祉局健康推進課 受動喫煙防止担当

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号 TEL.093-582-2018

問合せ時間：月曜日から金曜日(祝日及び年末年始除く) 8:30～17:15

●北九州市ホームページ

「受動喫煙防止について」

https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/file_0088.html



●厚生労働省ホームページ

「なくそう!望まない受動喫煙」

<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/>



オール北九州で健康(幸)寿命を延伸する～元気でGO!GO! プラス2歳ヘスクラムトライ!～